

令和 6年 7月 1日

## 有資格業者の指名停止について

下記業者の指名停止措置を行いましたので、お知らせします。

### 記

- 1 指名停止業者 株式会社 建光社
  
- 2 状 況 令和6年6月26日に執行した総務課所管案件「電話交換業務委託」の指名競争入札において、対象業者が落札決定後に契約の締結を辞退した。
  
- 3 指名停止期間 令和6年7月1日から令和6年8月1日までの1か月
  
- 4 適 用 南知多町建設工事等請負業者指名停止等取扱要領  
第4条（指名停止の要件及び期間）  
別表第3 不正行為等の措置基準  
5.（その他重大な事案）別表第1、別表第2および前各号に掲げる場合のほか重大な事案が発生し、当該有資格業者が、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。（期間：審査会で決定）